



福岡県医発第 1857 号（総）

平成 22 年 1 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

（公印省略）

平成 22 年度人口動態職業・産業調査の実施について

標記について、本調査は国税調査が行われる年に実施されるものであり、平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までの期間に届け出された、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届書に記入されている職業及び産業名により厚生労働省が調査するものであります。

このたび、届出をされる方が正確に職業及び産業名を記載できるよう、出生証明書等を交付する際は、別添 1 の「職業・産業例示表」を併せて配布いただきたい旨の協力依頼が日本医師会を通じてまいりました。「職業・産業例示表」は、保健所から医療機関に配布される予定になっております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜ります様、お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 丸 山 泉



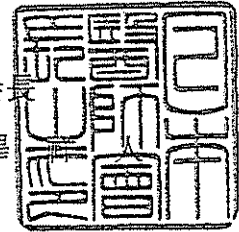
日医発第 831 (広情 32)

平成 21 年 12 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



平成 22 年度人口動態職業・産業調査について(依頼)

厚生労働省では国勢調査の実施年に職業及び産業について調査を実施することとされています。

この度、「平成 22 年度人口動態職業・産業調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は協力することと致しました。

つきましては、関係資料を送付致しますので、貴会におかれましてもご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての協力依頼文書
2. 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願ひ(職業・産業例示表)
(別添 1)
3. 平成 22 年度人口動態職業・産業調査について(通知) 写(別添 2)

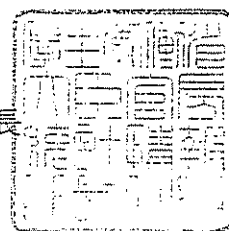


平成21年12月15日

社団法人 日本医師会

会 長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成22年度人口動態職業・産業調査について（依頼）

人口動態調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までに発生した出生、死亡及び死産の各届書については、父母又は事件本人の職業（死亡の届書においては、死亡した人の職業・産業）を記載し、これらの事項により、職業及び産業について調査を実施することとされています。

つきましては、出生届等の届出義務者が、職業及び産業名を正確に届書に記入されるように、貴会会員が出生証明書等を交付する際には、併せて別添1の「職業・産業例示表」を配布されますよう貴会会員に周知いただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「職業・産業例示表」につきましては、別添2（写）により各都道府県及び各指定都市より保健所を通じて管内医療施設に配布することとしています。

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方をお願い(職業・産業例示表)

厚生労働省・法務省

- ◆ 国勢調査実施年の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届出をされる方は、届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、御協力ください。
- ◆ 届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を書くときは、次の説明及び内容例示表を参考にして、「番号」か「職業分類名」を記入してください。わからないときは、窓口でお聞きください。

死亡の届出をされる方は、裏面の産業例示表により産業を記入してください。 →

職 業		この職業分類の説明	
番号	職業分類名	内 容 例 示	この分類に含まれない職業
01	管 理 職	事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 管理的公務員、法人・団体役員、法人・団体等管理職員、その他の管理的職業従事者	保健所長(02)、助役(03)、児童福祉施設長(02)、校長(02)、飲食店主(05)、小売・卸売店主(04)
02	専 門 ・ 技 術 職	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。 研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者、その他の保健医療従事者、社会福祉専門職業従事者、法務従事者、経営・金融・保険専門職業従事者、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者	美容師・理容師(05)、調理師(05)、介護職員(05)、読字技士(08)、クリーニング師(05)、大工・とび職(10)、電子計算機オペレーター(03)、島舌・折と頭師(05)、アニメーター(08)、看護助手・看護補助者(05)
03	事 務 職	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。 一般事務従事者、会計事務従事者、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員	行政書士(02)、公認会計士(02)、銀行外務員(04)、郵便集配員(11)、電報配達員(11)
04	販 売 職	有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。 商品販売従事者、販売類似職業従事者、営業職業従事者	デパート売場案内人(05)、新聞・宅配配達人(11)、新聞購読料金集金人(03)
05	サ ー ビ ス 職	個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。 家庭生活支援サービス職業従事者、介護サービス職業従事者、保健医療サービス職業従事者、生活衛生サービス職業従事者、飲食調理従事者、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他のサービス職業従事者	観光バス車掌(09)、清掃員(11)、指圧師、はり師、きゅう師(02)、交通整理師(02)、土地家屋調査士(04)、旅館関係司会者(02)、ハウスクリーニング職(11)
06	保 安 職	国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。 自衛官、司法警察職員、その他の保安職業従事者	山林監視員(07)、電気保安工(10)、航空保安大学校教員(02)
07	農 林 漁 業 職	農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん(禽)・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物(両せい(棲)類を含む)の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。 農業従事者、林業従事者、漁業従事者	漁業関係無線通播士(02)、釣船船長(09)、潜水士(10)、家畜人工授精師(02)、獣医師(02)、精米工(08)
08	生 産 工 程 職	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組み立て・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。 生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似職業従事者	歯科技工士(02)、大道具工(演劇)(10)、大工・左官(10)、畳仕立工(10)、調理師(05)
09	輸 送 ・ 機 械 運 転 職	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。 鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶(漁労船は除く)・航空機運転従事者、その他の輸送従事者、定置・建設機械運転従事者	貨物自動車荷役員・助手(11)、救急車・消防車自動車運転者(05)、遊園地電車運転員(05)、漁船機関士・漁労長・船員(07)
10	建 設 ・ 採 掘 職	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・運搬の仕事に従事するものをいう。 建設躯体工事従事者、建設従事者、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者	測量士(02)、生糸検査員(02)、電気器具内部配線工(08)、建物洗浄作業員(11)
11	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 職	主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。 運搬従事者、清掃従事者、包装従事者、その他の運搬・清掃・包装等従事者	フォークリフト運転者(09)、トラック運転者(09)
00	無 職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人。)	

※ 自衛官、警察官、海上保安官、消防員の身分を持つものは、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。

産業（死亡届のみ）

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方は、表面の職業例示表により職業を記入してください。

◆ 死亡届に産業を書くときは、死亡した人が働いていた事業所（会社、工場、事務所、飲食店、役所、農家等）が属する産業を、次の説明及び内容例示表を参考にして、「番号」か、「産業分類名」を記入してください。

番号	産業分類名	この産業分類の説明
		内容例示
01	農業、林業	耕種農業（稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培）、養畜農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業（山林用苗木の育成・植栽、材木の保育・保護、材木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟など）及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業をいう。植木の刈り込みのような園芸サービスを行う事業も含まれる。 耕種農業、畜産農業、農業サービス、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業 等
02	漁業	海面又は内水面において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなど）いわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物を採捕する事業、海面又は内水面において人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行う事業及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業をいう。漁船内で製造、加工を行う事業も含まれる。 海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業 等
03	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業をいう。鉱物を採査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい（鑿）等の探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業又は鉱山内の鉱物運搬作業を請負う事業、硫黄鉱を掘採し、硫黄の製錬を行う事業及びろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業も含まれる。 金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業 等
04	建設業	建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設する工事、土地、航路、流路などを改良若しくは造成する工事、機械装置をすえ付け、解体若しくは移設する工事を施工する事業をいう。 総合工事業、掘削工事業、設備工事業 等
05	製造業	有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業をいう。完成された部分品を組立てるだけの作業（組立作業）、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道車の自家用を除く）、航空機用原動機のアバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を行って加工賃を受取る賃加工業をいう。 食料品、飲料、たばこ・飼料、木材・木製品、家具・装飾品、パルプ・紙・紙加工品、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品、毛皮、皮革、土石製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具等の製造業、繊維工業、印刷・同関連業、化学工業、鉄鋼業 等
06	電気・ガス・熱供給・水道業	一般の需要に応じ電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業をいう。 電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業 等
07	情報通信業	情報の伝達、情報の処理、提供などのサービスを行う事業、インターネットに付随したサービスを行う事業及び伝送することを目的として情報の加工を行う事業をいう。 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 等
08	運輸業、郵便業	鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業、及び運輸に附帯するサービス業を営む事業並びに郵便物または信書郵便物を運送する事業をいう。 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書郵便物を含む） 等
09	卸売業、小売業	有体的商品を購入して販売する事業、個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業、他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業、製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業。官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係わるものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として本分類に含まれる。 各種商品、繊維・衣服等、飲食物品、建築材料、鉱物・金属材料等、機械器具等の卸売業、各種商品、織物・衣服・身の回り品、飲食物品、機械器具等の小売業、無店舗小売業 等
10	金融業、保険業	金融業（資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業）又は保険業（不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険料を支払う事業）を営む事業。郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農協又は漁協に係る共済事業を行う事業並びに漁船保険を行う事業も含まれる。 ただし、社会保険事業を行う事業所は「16 医療、福祉」又は「19 公務（他に分類されるものを除く）」に分類される。 銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） 等
11	不動産業、物品賃貸業	不動産（土地、建物その他土地に定着する工作物）の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業並びに主として産業用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業をいう。 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業 等
12	学術研究、専門・技術サービス業	主として学術的研究などを行う事業、個人または事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業で、他に分類されないサービスを提供する事業をいう。 学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの） 等
13	宿泊業、飲食サービス業	一般公衆、特定の会員等に対して宿泊又は宿泊と食事を提供する事業並びに主として客の注文に応じ調理した飲食物品、その他の食料品又は飲料をその場所又は客の求める場所に届ける事業及び客の求める場所において、調理した飲食物品を提供する事業をいう。 宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 等
14	生活関連サービス業、娯楽業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業をいう。 洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、娯楽業 等
15	教育、学習支援業	学校教育を行う事業、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業、学校教育の補習教育を行う事業及び教養、技能、技術などを教授する事業をいう。通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業も含まれる。 学校教育、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業 等
16	医療、福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業をいう。 医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業 等
17	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業をいう。 郵便局、協同組合（他に分類されないもの） 等
18	サービス業（他に分類されないもの）	主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業をいう。 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教、集會場、と畜場、外国公務 等
19	公務（他に分類されるものを除く）	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。 国家公務、立法機関、司法機関、行政機関、地方公務、都道府県機関、市町村機関 等
00	無職	（報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人。）

※ 官公署のうち、立法・司法・行政事務を行うもの以外は業務によってそれぞれの産業に分類してください。



統 発 1 2 0 8 第 4 号
平成 2 1 年 1 2 月 8 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省大臣官房統計情報部長

平成 2 2 年度人口動態職業・産業調査について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、国勢調査実施年の 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに発生した出生、死亡及び死産並びに同期間内に届け出られた婚姻及び離婚の各届書については、父母又は事件本人の職業（死亡の届書においては、死亡した人の職業・産業）を記載し、これらの事項により、職業及び産業について調査を実施することとされています。

つきましては、調査実施年度にあたる平成 2 2 年度において、人口動態職業・産業調査を下記の要領により実施いたしますので、御了知の上、貴管内の保健所長及び市区町村長への周知を図られますようお願いいたします。

記

1 調査目的

人口動態職業・産業調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業という社会経済的属性との関連を明らかにしようとするものであり、本調査の結果は、少子化対策、公衆衛生、労働衛生、社会福祉及び保険・年金等各種施策のための基礎資料として活用されるものであること。

2 調査事項

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 出 生 | 子が生まれたときの父母の職業 |
| (2) 死 亡 | 死亡したときの本人の職業・産業 |
| (3) 死 産 | 死産があったときの父母の職業 |
| (4) 婚 姻 | 同居を始める前の夫妻の職業 |
| (5) 離・婚 | 別居する前の夫妻の職業 |

3 調査期間

人口動態調査票に職業及び産業を記入する期間は、次のとおりとすること。

- (1) 出生、死亡及び死産については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに発生し、期間内（出生については平成23年4月13日、死亡については同年4月6日、死産については同年4月7日まで。）に届け出られたものであること。
- (2) 婚姻及び離婚については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに届け出られたものであること。

ただし、離婚のうち調停、審判、和解、請求の認諾又は判決による離婚の場合は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに成立、確定又は認諾し、平成23年4月9日までに届け出られたものであること。

4 職業・産業分類

職業・産業の分類及び分類番号は、別途配布する「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願ひ（職業・産業例示表）」（以下「例示表」という。）及び「人口動態職業・産業調査必携」（以下「職産必携」という。）に示すとおりであること。

5 調査票の作成方法

「職産必携」の「Ⅱ 調査票の作成方法」に従い各調査票を作成するが、その概要は次のとおりであること。

各届書の該当欄に記載された職業又は産業を「例示表」に従って分類し、該当する分類番号を次のとおり各調査票の該当欄に記入すること。

なお、「例示表」には全ての職業・産業は記載されていないので、「例示表」により分類番号をつけがたいときは、「職産必携」の「Ⅲ 職業と産業の定義」及び「Ⅳ 職業分類索引」を参照すること。

- (1) 出生については、出生届の「(9)子が生まれたときの父母の職業」欄から、出生票「(9)子が生まれたときの父母の職業」欄に記入すること。ただし、出生時において15歳未満の母については、記入する必要がないこと。
- (2) 死亡については、死亡届の「(11)死亡した人の職業・産業」欄から、死亡票「(11)死亡したときの職業・産業」欄に記入すること。ただし、死亡時において、15歳未満の死亡者については、記入する必要がないこと。
- (3) 死産については、死産届の「(7)死産があったときの父母の職業」欄から、死産票「(7)死産があったときの父母の職業」欄に記入すること。ただし、死産時において、15歳未満の母については、記入する必要がないこと。
- (4) 婚姻については、婚姻届の「(8)同居を始める前の夫妻の職業」欄から、婚姻票「(8)同居を始める前の夫妻の職業」欄に記入すること。
- (5) 離婚については、離婚届の「(10)別居する前の夫妻の職業」欄から、離婚票「(10)別居する前の夫妻の職業」欄に記入すること。

6 届出人に対する周知

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を把握するものであり、本調査においても、職業及び産業を漏れなく正確に把握することが求められているものであること。したがって、届出人の協力が得られるよう、本調査の意義及び目的について周知徹底を図ること。

- (1) 都道府県、市区町村の広報誌等を活用し、本調査について広報活動を行いたいこと。なお、具体的な広報内容については別添2のひな型を参考とされたいこと。
- (2) 別途配布する本調査のポスターを市区役所・町村役場の窓口等に掲示すること。
- (3) 市区役所・町村役場の窓口では、各届書を取りに来た者に対し、届書と併せて「例示表」を配布すること。
- (4) 市区役所・町村役場の窓口では、職業・産業の項目が正確に記入されるよう、届出人に対し「例示表」等を用いて十分に説明すること。
- (5) 保健所においては、「例示表」と「職業・産業例示表の配布についてお願い」を管内医療施設に配布されたいこと。なお、詳細については別途通知すること。

平成22年度 人口動態職業・産業調査

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方をお願い(職業・産業例示表)

厚生労働省・法務省

- ◆ 国勢調査実施年の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届出をされる方は、届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていきますので、御協力ください。
- ◆ 届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を書くときは、次の説明及び内容例示表を参考にして、「番号」か「職業分類名」を記入してください。わからないときは、窓口でお聞きください。

職業		死亡の届出をされる方は、裏面の産業例示表により産業を記入してください。	
番号	職業分類名	この職業分類の説明	
		内容例示	この分類に含まれない職業
01	管理職	事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 管理的公務員、法人・団体役員、法人・団体等管理職員、その他の管理的職業従事者	保健所長(02)、助役(駅)(03)、児童福祉施設長(02)、校長(02)、飲食店主(05)、小売・卸売店主(04)
02	専門・技術職	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。 研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者、その他の保健医療従事者、社会福祉専門職業従事者、法務従事者、経営・金融・保険専門職業従事者、教員、宗教家、寄進家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者	美容師・理容師(05)、調理師(05)、介護職員(05)、検定技士(08)、クリーニング師(05)、大工・とび職(10)、電子計算機オペレーター(03)、島香・折とう師(05)、フニャー(08)、看護助手・看護補助者(05)
03	事務職	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。 一般事務従事者、会計事務従事者、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員	行政書士(02)、公認会計士(02)、銀行外務員(04)、郵便集配員(11)、電報配達員(11)
04	販売職	有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。 商品販売従事者、販売類似職業従事者、営業職業従事者	デパート売場案内人(05)、新聞・宅配配達人(11)、新聞購読料金集金人(03)
05	サービス職	個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。 家庭生活支援サービス職業従事者、介護サービス職業従事者、保健医療サービス職業従事者、生活衛生サービス職業従事者、飲食調理従事者、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他のサービス職業従事者	観光バス運転手(09)、清掃員(11)、指匠師、はり師、きゅう師(02)、柔道整復師(02)、土地家屋調査士(04)、芸能関係司会者(02)、ハウスクリーニング職(11)
06	保安職	国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。 自衛官、司法警察職員、その他の保安職業従事者	山林監視員(07)、電気保安工(10)、航空保安大学校教員(02)
07	農林漁業職	農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん(禽)・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物(両せい(棲)類を含む)の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。 農業従事者、林業従事者、漁業従事者	漁業関係無線通話士(02)、釣船船長(09)、潜水士(10)、家畜人工授精師(02)、獣医師(02)、精米工(08)
08	生産工程職	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組み立て・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。 生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似職業従事者	省科技工士(02)、大道具工(演劇)(10)、大工・左官(10)、鍛冶工(10)、調理師(05)
09	輸送・機械運転職	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。 鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶(漁業船は除く)・航空機運転従事者、その他の輸送従事者、定置・建設機械運転従事者	貨物自動車荷役員・助手(11)、救急車・消防車自動車運転者(06)、近距離電車運転員(05)、漁船船長・漁労長・船員(07)
10	建設・操縦職	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・探掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。 建設躯体工事従事者、建設従事者、電気工事従事者、土木作業従事者、操縦従事者	測量士(02)、系統検査員(02)、電気器具内部配線工(08)、建物洗浄作業員(11)
11	運搬・清掃・包装等職	主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。 運搬従事者、清掃従事者、包装従事者、その他の運搬・清掃・包装等従事者	フォークリフト運転者(09)、トラック運転者(09)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人。)	

※ 自衛官、警察官、海上保安官、消防員の身分を持つものは、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。

産業（死亡届のみ）

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方は、表面の職業例示表により職業を記入してください。

◆ 死亡届に産業を書くときは、死亡した人が働いていた事業所（会社、工場、事務所、飲食店、役所、農家等）が属する産業を、次の説明及び内容例示表を参考にして、「番号」か、「産業分類名」を記入してください。

番号	産業分類名	この産業分類の説明
		内容例示
01	農業、林業	耕種農業（稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培）、養蚕農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業（山林用苗木の育成・植栽、材木の保育・保護、材木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟など）及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業をいう。植木の刈り込みのような園芸サービスを行う事業も含まれる。 耕種農業、畜産農業、農業サービス、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業 等
02	漁業	海面又は内水面において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物を採捕する事業、海面又は内水面において人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行う事業及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業をいう。漁船内で製造、加工を行う事業も含まれる。 海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業 等
03	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業をいう。鉱物を採査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試す（鑛）等の探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業又は鉱山の鉱物運搬作業を請負う事業、硫黄鉱を掘採し、硫黄の選鉱を行う事業及び石膏クレー、陶石クレーの製造を行う事業も含まれる。 金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業 等
04	建設業	建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びこれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設する工事、土地、航路、流路などを改良若しくは造成する工事、機械装置をすえ付け、解体若しくは移設する工事を施工する事業をいう。 総合工事業、建設工事業、設備工事業 等
05	製造業	有機又は無機物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業をいう。完成された部分品を組立てるだけの作業（組立作業）、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機用原動機の一オーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を行って加工賃を受ける加工工業をいう。 食料品、飲料・たばこ・飼料、木材・木製品、家具・装飾品、パルプ・紙・紙加工品、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具等の製造業、繊維工業、印刷・関連産業、化学工業、鉄鋼業 等
06	電気・ガス・熱供給・水道業	一般の需要に応じ電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業をいう。 電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業 等
07	情報通信業	情報の伝達、情報の処理、提供などのサービスを行う事業、インターネットに付随したサービスを行う事業及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業をいう。 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 等
08	運輸業、郵便業	鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業、及び運輸に附帯するサービス業を営む事業並びに郵便物または信書便物を送達する事業をいう。 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む） 等
09	卸売業、小売業	有体的商品を購入して販売する事業、個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業、他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業、製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業、官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係わるものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として本分類に含まれる。 各種商品、繊維・衣服等、飲食料品、建築材料、鉱物・金属材料等、機械器具等の卸売業、各種商品、植物・衣服・身の回り品、飲食料品、機械器具等の小売業、無店舗小売業 等
10	金融業、保険業	金融業（資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業）又は保険業（不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険料を支払う事業）を営む事業。郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業並びに漁船保険を行う事業も含まれる。 ただし、社会保険事業を行う事業所は「16 医療、福祉」又は「19 公務（他に分類されるものを除く）」に分類される。 銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） 等
11	不動産業、物品賃貸業	不動産（土地、建物その他土地に定着する工作物）の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業並びに主として産業用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業をいう。 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業 等
12	学術研究、専門・技術サービス業	主として学術的研究などを行う事業、個人または事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業で、他に分類されないサービスを提供する事業をいう。 学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの） 等
13	宿泊業、飲食サービス業	一般公衆、特定の会員等に対して宿泊又は宿泊と食事を提供する事業並びに主として客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品又は飲料をその場所又は客の求める場所に届ける事業及び客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業をいう。 宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 等
14	生活関連サービス業、娯楽業	主として個人に対して日常生活に関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業をいう。 洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、娯楽業 等
15	教育、学習支援業	学校教育を行う事業、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業、学校教育の補習教育を行う事業及び教養、技能、技術などを教授する事業をいう。通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業も含まれる。 学校教育、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業 等
16	医療、福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業をいう。 医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業 等
17	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業をいう。 郵便局、協同組合（他に分類されないもの） 等
18	サービス業（他に分類されないもの）	主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業をいう。 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、政治・経済・文化・団体、宗教、集會場、と畜場、外国公務 等
19	公務（他に分類されるものを除く）	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。 国家公務、立法機関、司法機関、行政機関、地方公務、都道府県機関、市町村機関 等
00	無職	（報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人。）

※ 官公署のうち、立法・司法・行政事務を行うもの以外は業務によってそれぞれの産業に分類してください。

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の 届出をされる方をお願い

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、人口動態職業・産業調査を実施し、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしております。

調査結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用いたします。
本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

〈調査期間〉

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの一年間

〈調査対象者〉

出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届出をされる方々

〈調査方法〉

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。例えば、「教師」、「看護師」の方は専門・技術職、「一般事務員」、「パソコン操作員」の方は事務職、「小売店主」、「販売店員」の方は販売職、「美容師」、「調理師」、「飲食店主」、「ホームヘルパー」の方はサービス職というように書いていただくこととなります。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

届出をする市区町村役場の窓口に「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方をお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。